

旭川市包括的支援体制整備検討会の会議ルールに関する取扱い

1 会議の公開

会議については、原則公開とする。ただし、個人情報に関する内容を含む議題については非公表とする。

2 会議開催の事前公表

会議開催前に「会議開催のお知らせ」を市のホームページに掲載し、あらかじめ公表する。

3 会議の傍聴等

傍聴者の定員は、会議の都度、会場等を勘案し検討会庶務担当で定める。

傍聴希望者が定員を超えるときは、先着順に傍聴者を決定する。

また、傍聴ルールを次のとおりとする。

- ・会議は、静かに傍聴してください。
- ・傍聴者は発言できません。
- ・参加者の発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないでください。
- ・ゼッケン、たすき等を着用し、又は旗、プラカード等を掲げる等示威的行為をいしないでください。
- ・会議会場において撮影、録音その他これらに類する行為をしないでください。
- ・このほか、会議の秩序を乱し又は会議の妨げになるような行為をしないでください。

4 会議資料の提供

配付又は閲覧により、傍聴者に対し会議資料を提供する。

5 会議録の作成

会議の記録については、発言の要旨を記載した要点記録とし発言者の氏名は記載しない。また、内容については、参加者全員の確認を得た後、これを公表する。

6 会議録の公表

会議録については、市のホームページに掲載することにより公表する。

7 参加者名簿

参加者名簿（所属団体・役職等・氏名）については、市のホームページに掲載することにより公表する。

8 会議の留意点

- ・より多くの方が発言できるよう、発言はできるだけ端的に行ってください。
- ・他者の意見を否定せず、多様な視点や異なる考えを尊重し合うことを心がけてください。